

金属くずの回収業を営む北海道所在の事業所は、北海道金属くず回収業に関する条例により、北海道公安委員会の許可を得なければ営業することが出来ません。弊社では、下記の通り北海道公安委員会より許可を取得し営業活動を行っております。

名称	三井物産プロジェクトソリューション株式会社
許可公安委員会	北海道公安委員会
許可番号	(金) 第 101010000009 号